



15 杉並第 15080 号

平成 16 年 1 月 14 日

総務大臣 麻生太郎 様

杉並区長 山田 宏



住民基本台帳ネットワークへの参加について

杉並区は、個人情報保護関連5法の成立によって住民基本台帳法附則第一条第2項の「所要の措置」が講じられたものと判断し、住民基本台帳法に定める住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）への参加義務に従い、住基ネットへの参加準備を進めております。

しかしながら、貴職におかれましては、当区がお願いしております全員参加を前提にした段階的参加方式について、現時点では未だに参加を認められておりません。

住民基本台帳法が求める住基ネットへの参加は、本来的には住民全員の参加であることは、当区も十分に認識しているところでございます。しかし、プライバシー保護の観点から住基ネットへの参加に懸念を示す区民も多く、住民の個人情報を適切に管理することを義務付けられている長として、これらの声にも耳を傾けないわけにはいきません。

住基ネットの安全性を客観的に確認するには、ペネトレーションテストの実施も効果的ですが、住基ネットに接続できていない当区では、こうした確認作業を進めることもできません。

当区としては、現在準備を進めている段階的参加が認められた場合には、「住基ネットの安全性を総合的に確認」する作業を精力的に進め、「速やかに全員の本人確認情報の更新データの送信を完了」出来るように努めたいと考えておりますが、こうした当区の状況をご理解賜り、当区の住基ネットへの参加をご承認いただけますようお願い申し上げます。

なお、お認めいただけない場合には、その理由を文書でご教示いただければ幸いです。住民異動の繁忙期を控えていること、公的個人認証制度との関わりがあること、平成16年第一回定例区議会の審議にも関わることなどから、勝手ながら、今月末日までにご回答賜りますよう、お願い申し上げます。

(住基ネットへの参加に関する質問事項)

1. 段階的参加方式により住基ネットに参加することが可能か。また、何らかの条件があるか。それらの理由はなにか。
2. 1が不可能とした場合、8万6千人強の非通知申出者の意向も踏まえた代替的措施としてお示しいただけるものはないか。
3. 平成14年10月11日14杉区区発第170号「住民基本台帳ネットワークシステム稼働の前提となる確固とした個人情報保護の法制化について(要望)」により、杉並区長から総務大臣宛てに要望した事項に係る次の事項。
 - ① センシティブ情報の収集禁止の導入が図られていない理由。
 - ② 自己情報開示請求制度の整備状況と今後の見通し。
 - ③ 住基ネットに係る安全対策の統括責任者または組織、並びにその法的根拠は何か。
 - ④ 安全対策の監査は実施されているが、今後、全国市長会などの下に常設の監査機関を置き、区市町村主導で監査を実施しうる体制の整備を図る考えの有無。
 - ⑤ 住基ネット利用事務の拡大等に関する重大な事項の変更を、住民基本台帳法の法定事項とする方向性の有無。



15 杉並第 15080 号

平成 16 年 1 月 14 日

東京都知事 石原慎太郎 様

杉並区長 山田 茂



住民基本台帳ネットワークへの参加について

杉並区は、個人情報保護関連5法の成立によって住民基本台帳法附則第一条第2項の「所要の措置」が講じられたものと判断し、住民基本台帳法に定める住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）への参加義務に従い、住基ネットへの参加準備を進めております。

しかしながら、貴職におかれましては、当区の参加準備が横浜市において例外的に認められた全員参加を前提にした段階的参加方式によるものであり、貴職において判断しうる事項ではない、との理由から、当区の住基ネット参加を事実上認めず、当区と国の折衝を見守る、とされています。

住民基本台帳法が求める住基ネットへの参加は、本来的には住民全員の参加であることは、当区も十分に認識しているところでございます。しかし、プライバシー保護の観点から住基ネットへの参加に懸念を示す区民も多く、住民の個人情報を適切に管理することを義務付けられている長として、これらの声にも耳を傾けないわけにはいきません。

住基ネットの安全性を客観的に確認するには、ペネトレーションテストの実施も効果的ですが、住基ネットに接続できていない当区では、こうした確認作業を進めることもできません。

当区としては、現在準備を進めている段階的参加が認められた場合には、「住基ネットの安全性を総合的に確認」する作業を精力的に進め、「速やかに全員の本人確認情報の更新データの送信を完了」出来るように努めたいと考えておりますが、住民基本台帳法上、本人確認情報の受信義務を負う都道府県の知事として、主体的に当区の状況をご理解賜り、住基ネットへの参加にご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、お認めいただけない場合には、その理由を文書でご教示いただければ幸いです。住民異動の繁忙期を控えていること、公的個人認証制度との関わりがあること、平成16年第一回定例区議会の審議にも関わることなどから、勝手ながら、今月末日までにご回答賜りますよう、お願い申し上げます。